

日本原子力研究開発機構の改革の 基本的方向（概要）

平成25年8月8日
日本原子力研究開発機構改革本部

安全確保を最優先とした業務運営の考え方

一人一人が、我が国にとって重要な「原子力」を背負っているという責任感と誇りを持ち、現状の厳しさを受け止め、抜本的に安全に対する意識改革を行っていくことが重要。コンプライアンスの遵守を含め、自らの行動によって、原子力機構が変革したことを示す。

具体的な取組

- 社会的使命の再認識、明確な目標設定、トップの指示・考えを共有化する仕組みの再構築
- 人員配置や教育訓練のあり方を見直し、運転管理に係る職員の志気向上、技術力の維持・向上を図る
- 役員の業務分担を見直し、施設の安全管理責任を明確にする
- 研究開発部門と研究開発拠点の マトリックス体制の廃止、再構築
- 安全管理や危機管理機能の監査を中心とした 監事の新規選定
- 外部の目による安全を最優先とした改革の実現の確認
- 鉄道・航空業界など人命を最優先に業務運営を行っている民間企業への中堅職員の派遣等による 安全文化定着の再徹底
- 全職員による 過去トラブルの徹底的なレビュー・共有を図るなど学習する組織としての仕組みを構築

原子力機構の業務の重点化

1. 原子力機構の業務の基本的考え方

日本における唯一の原子力に関する総合的研究開発機関として、その社会的使命、果たすべき役割を念頭に、総花的な業務内容を見直す。

2. 業務の重点化の方向

以下の業務に原子力機構の資源を重点的に配分。

- 東電福島第一原発事故への対応
- 原子力の安全性向上に向けた研究
- 原子力の基礎基盤研究とこれを支える人材育成
- 核燃料サイクルの研究開発（「もんじゅ」を中心とした研究開発）

量子ビーム研究及び核融合研究開発については、国内の他の研究機関への移管も含め、施設ごとに、状況を検証し原子力機構の業務からの切り離しを判断。

その他業務についても、廃止や移管も含めて抜本的に見直していく。

高速増殖原型炉「もんじゅ」の運転管理体制の抜本改革について

1. 基本方針

「もんじゅ」の運転管理に係る体制を抜本的に見直し、**電力会社及びメーカーの英知を結集した高水準の運転管理体制を構築**。

2. 改革の3つの柱とその具体策

① トップマネジメントによる安全確保を第一とする自立した運転管理体制の確立

トップマネジメントの不在 (組織内(経営層と現場)の問題意識の共有化の欠如)	改革1	「もんじゅ」を理事長直轄の組織とする
研究開発と運転管理の理念が混在	改革2	運転管理に専念する発電所組織にスリム化【現行328名⇒280名程度】
「もんじゅ」の支援体制の不足(現場の負担大)	改革3	「もんじゅ」に関連する契約業務・新規規制基準対応・渉外対応を一元的に支援するための組織を「もんじゅ」から離し、新設【現行14名を100名程度に大幅増員】
マイプラント意識や志気の低下	改革4	プロパー率の低い保守管理部門に要員を増強し、マイプラント意識を醸成【原子力機構内からの投入および実務経験者の採用(50名程度増員)】

② 電力会社の協力の強化による運転管理体制の構築

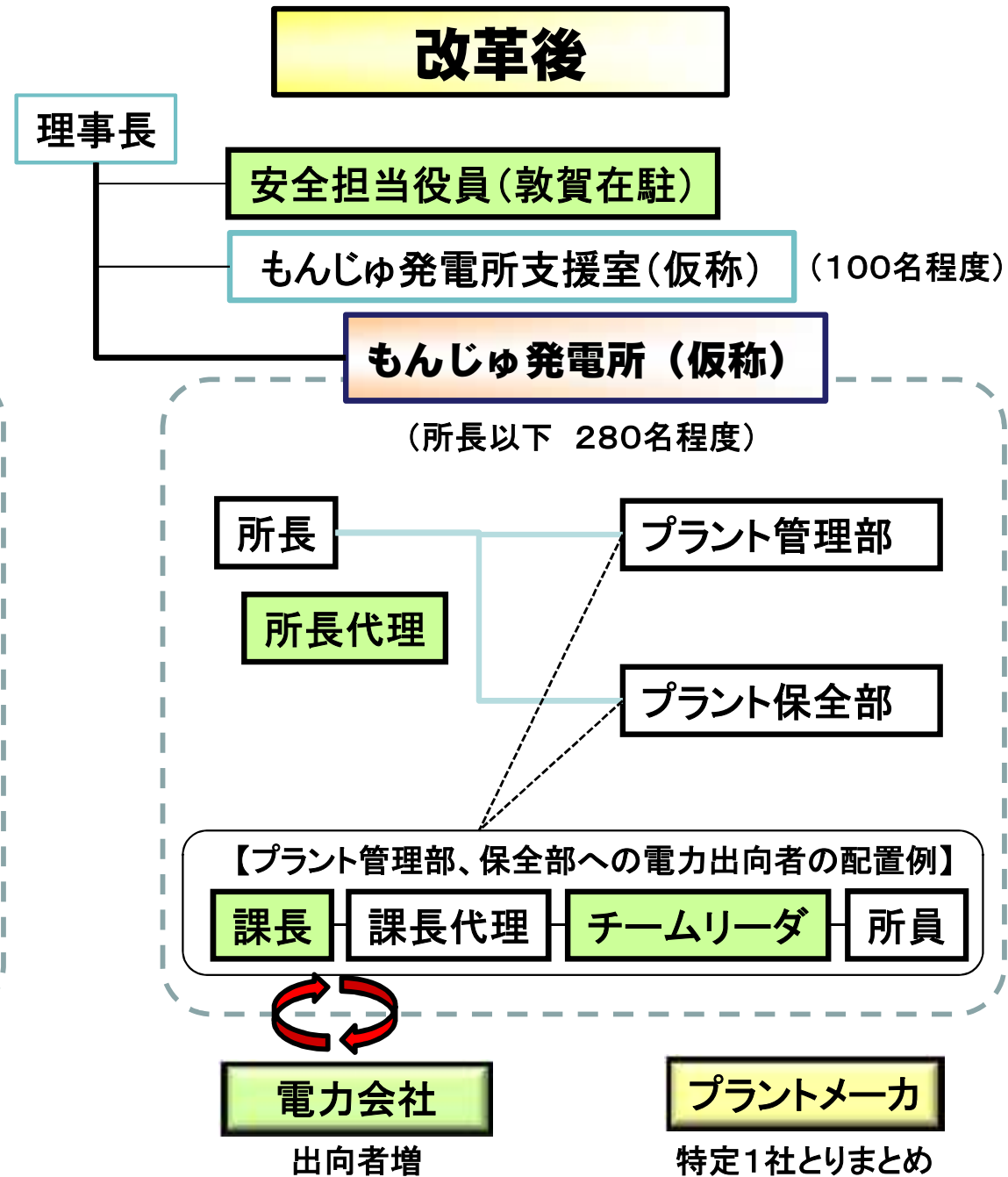
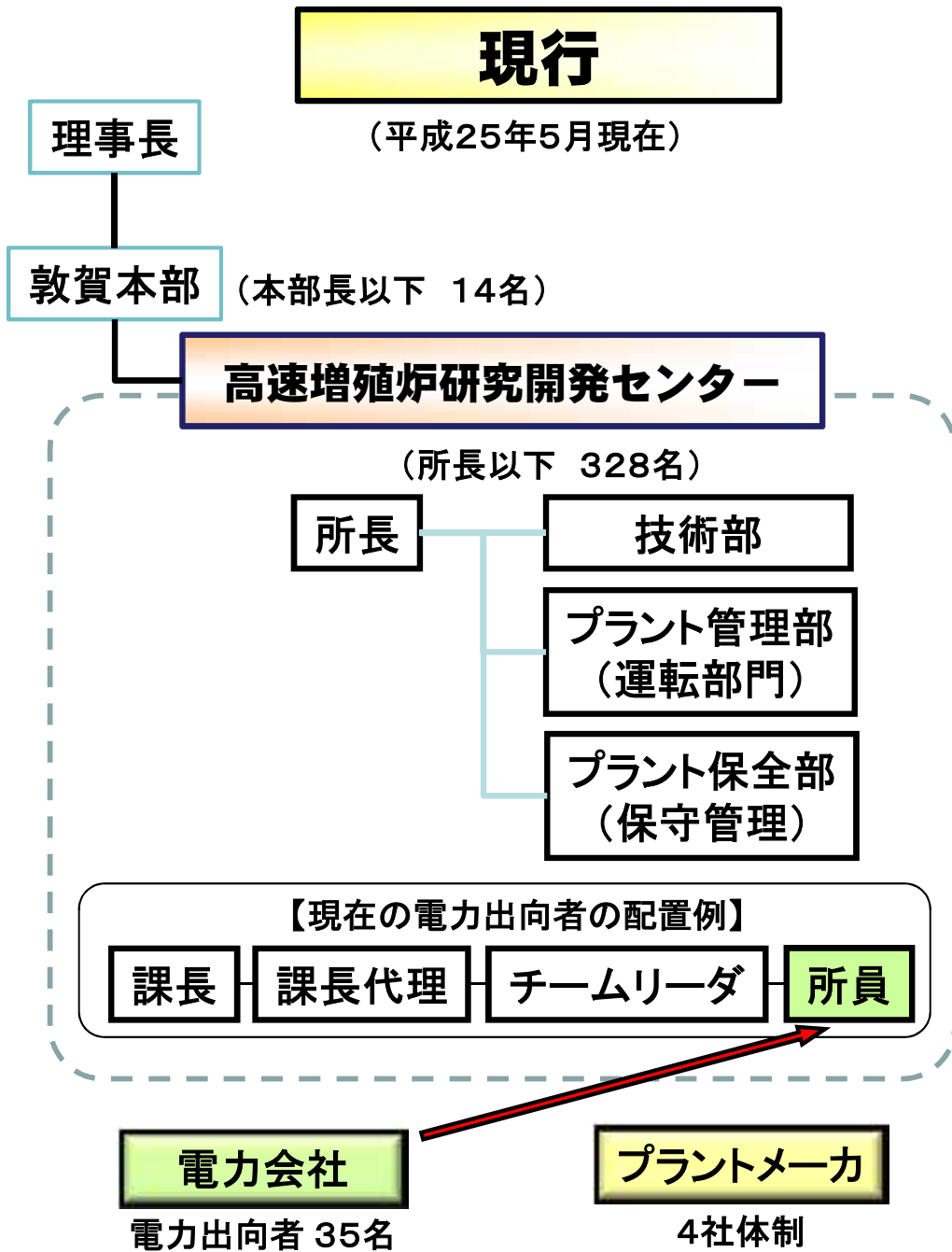
電力会社のノウハウや安全文化を取り入れる体制の欠如	改革5	民間発電所の所長級経験者を安全担当役員(電力会社と要調整)として登用
	改革6	電力会社からの出向者をチームで責任部署に配置【現行35名から増員】
	改革7	原子力機構職員を電力会社に派遣【現行数名程度から増員】

③ メーカー体制の見直しによる保守管理体制の強化

複数メーカーとの固定的な契約手続きの義務づけ等により、業務の肥大化・複雑化及び統合性の欠如	改革8	とりまとめ業務を特定1社と複数年度契約するなど業務を統合化・効率化
---	-----	-----------------------------------

※改革後の人数については、現時点でのイメージであり、今後の原子力機構による改革プランの具体化の中で検討

「もんじゅ」の体制見直しに係る改革のイメージ



※改革後の人数については、現時点でのイメージであり、今後の原子力機構による改革プランの具体化の中で検討

文部科学省の課題

- **効率化優先から安全最優先の業務運営へ中期目標の抜本的な見直し。**
- 中期目標に沿った業務運営がなされているかを毎年検証。
- よりきめ細かな実態把握を行い、所要の予算を確保していく責務を果たす。
- 職員全体の志気の向上を図るためにも、原子力機構が行う業務について、原子力政策の中での位置づけを明確にするよう努める。
- **原子力機構の業務の重点化や法人としての新たな名称を含め、原子力機構を抜本的に改革するための法案を検討。**

原子力機構における具体的な改革計画の策定と実施

原子力機構においては、以下の事項について、**今秋を目途**に具体的な改革計画を策定。

- もんじゅの運転管理の見直しに向けた**改革工程表及び具体的な改革プランを策定**
- 業務の重点化に向けた具体的な計画(量子ビーム研究、核融合研究開発以外の業務の移管、廃止を含めた抜本的見直し計画)
- 安全文化の醸成及びコンプライアンスの徹底に向けた**全職員の意識改革**のための具体的な方策
- 業務運営の改善のための**適切な組織体制の構築**

- ・改革計画は、基本的に1年間の「**集中改革期間**」を設け、改革本部としても、原子力機構における改革の定着状況を確認・評価。
- ・改革本部においては、原子力機構の具体的な計画の妥当性を適宜、フォロー。